（主要株主に係る認可の申請）

第十条　法第百五十六条の五の五第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所

二　法人であるときは、代表者の氏名

2　前項の認可申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この項において同じ。）以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする法人　次に掲げる書類

イ　当該対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由を記載した書面

ロ　当該法人に関する次に掲げる書類（当該法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあっては、当該書類に相当する書類）

(1)　定款

(2)　登記事項証明書

(3)　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面）並びに役員が法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(4)　当該法人の総株主等の議決権の百分の五を超える議決権を保有している者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(5)　認可の申請が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。(5)において同じ。）の決議を要するものである場合にあっては、株主総会又は取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(6)　業務の内容を記載した書面

(7)　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

(8)　当該金融商品取引清算機関の対象議決権の保有に係る体制を記載した書類

(9)　その保有する当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合並びに認可後に取得し、又は保有しようとする当該金融商品取引清算機関の対象議決権の数及び保有割合を記載した書面

(10)　認可後に当該金融商品取引清算機関との間に有することを予定する人事、資金、技術及び取引等における関係並びに当該関係に係る方針（当該金融商品取引清算機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。）を記載した書類

(11)　その他法第百五十六条の五の六第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

二　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする者（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる書類

イ　当該対象議決権を取得し、又は保有しようとする理由を記載した書面

ロ　当該者に関する次に掲げる書類

(1)　住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

(2)　法第八十二条第二項第三号イからへまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3)　職業を記載した書面

(4)　前号ロ(8)から(11)までに掲げる書類

三　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする会社その他の法人の設立をしようとする者　次に掲げる書類

イ　当該会社その他の法人の設立をしようとする理由を記載した書面

ロ　当該会社その他の法人に関する次に掲げる書類（当該会社その他の法人が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合にあっては、当該書類に相当する書類）

(1)　株主となる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(2)　設立が創立総会（これに準ずる機関を含む。(2)において同じ。）の決議を要するものである場合にあっては、創立総会の議事録（株式移転、合併又は分割により設立される場合にあっては、株主総会の議事録）その他必要な手続があったことを証する書面

(3)　本店又は主たる事務所の所在の場所を記載した書面

(4)　資本金の額その他の設立後における財産の状況を知ることができる書類

(5)　第一号ロ(1)、(3)、(6)及び(8)から(11)までに掲げる書類

（主要株主に係る認可の予備審査）

第十一条　法第百五十六条の五の五第一項の認可を受けようとする者は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（主要株主に係る認可の適用除外）

第十二条　法第百五十六条の五の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　保有する対象議決権の数に増加がない場合

二　担保権の行使又は代物弁済の受領により対象議決権を取得し、又は保有する場合

三　金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合（法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四　証券金融会社が法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務として対象議決権を取得し、又は保有する場合

（特定保有者の届出に関する事項）

第十三条　法第百五十六条の五の五第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定保有者（法第百五十六条の五の五第三項に規定する特定保有者をいう。次号及び次条において同じ。）になった日

二　特定保有者に該当することとなった原因

三　その保有する対象議決権の数

（特定保有者による主要株主に係る認可の申請）

第十四条　第十条（第二項第三号を除く。）の規定は、特定保有者が法第百五十六条の五の五第四項ただし書の認可を受けようとする場合について準用する。

第二条の二中「第百五十六条の三第二項第七号」を「第百五十六条の三第二項第八号」に改め、同条第一号中「主要株主（」を「免許申請者の」に、「第十四条第二項第五号」を「次号及び第四十八条第二項第五号」に改め、「以上」の下に「の数」を加え、「をいう。）」を削り、同条第二号中「金融商品取引清算機関」を「免許申請者」に改め、「（前号に規定する議決権をいう。）」を削り、「総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百